

事件報道から学ぶ（強盗致傷容疑）

今回は、読売新聞朝刊（6月20日付、千葉東葛版）に掲載された記事を取り上げます。いわゆるベタ記事ですが、見逃せない内容であり、この事件を手掛かりにほかの案件にも思いを馳せることにしました。

内容は、「千葉中央署は19日、千葉市中央区南町、自称会社員嘉瀬友昭容疑者(39)を強盗致傷容疑で逮捕した。発表によると、嘉瀬容疑者は1月18日午後7時35分頃、同区宮崎町の路上で、歩いて帰宅途中だった専門学校生の女性(20)の口を後方から押さえ、頭を殴るなどして軽傷を負わせ、現金約5千円が入ったトートバッグを奪った疑い。調べに『金が欲しくてやった』などと供述している」というもの。

この事件は、強盗致傷罪で検挙された重大犯罪であり、めったにこうした犯罪被害に遭遇することはないと思いますが、用心をするに越したことはありません。

そこで、女子留学生の日常生活で起こりがちな、空き巣や性犯罪、また、ひったくり・痴漢・通り魔といった事件、それに女性を対象となるストーカー被害の防止策を考えてみることにします。

まず、空き巣と性犯罪の被害予防ですが、

・玄関や窓は鍵かけを徹底する

外出するときや就寝時はもちろん、在宅時であっても一人でいる場合は、玄関、窓の施錠をする。

玄関ドアは、ツーロック。2か所かけておきましょう。

普段、開け閉めしない窓は、主施錠のほかに補助錠を取り付け閉めておこう。部屋を留守にする場合、ちょっとした短い時間であっても部屋のカギは閉めて出よう。

・女性の一人暮らしを悟られない

暗くなっても洗濯物がベランダに干したまま、暗くなっても電燈が点かない、出窓に動物のぬいぐるみが置いてある。こうした部屋は空き巣に狙われ易い。

たとえ一人暮らしでも、帰宅時には「ただいま」と声をかけて部屋のカギを

開ける。

- ・ **部屋に入る時に周囲を見る**

帰宅してドアのカギを開け、部屋の中に入ろうとする時が肝心。背後から押されて部屋の中になだれ込む危険。カギを開ける前に周りを見よう。

人が訪ねてきた場合、ドアスコープで確認。ドアチェーンはその後で外す。

次に、ひったくり、痴漢、通り魔ですが、

- ・ **毎日の行動をワンパターン化しない**

同じ時間帯に、同じコンビニでの買い物・雑誌の立ち読みなど、犯罪を企図する者から「この人はここに来ているな」「この時間には帰宅するな」と行動を読まれると狙われ易い。多少、行動に変化を持たせる工夫をしよう。

夜道を歩く時には、明るい道を選んで足早に。一人の場合は、少し遠回りになっても人気（ひとけ）のある明るい道を。

万一、不審者につけられていると感じたら、近くにある人のいる店や家に逃げ込む。

- ・ **外出時には防犯グッズを身に持とう**

防犯ブザーといった防犯グッズを持っていれば、恐怖で声が出せない場合でも、周囲に助けを求めることができる。

屋外用緊急通報システム付きの物であれば、より安心。電池切れのないように点検も怠らず。

- ・ **危険が予測される人や場所には近づかない**

挙動が不審な者や独り言をブツブツ言っているような人物には近寄らない。人が騒いでいるような現場には、興味を持って近寄らない。現場から遠ざかる。

スマホを見て歩いていると、周りの状況の変化に気づかず、危険な現場から逃げ遅れる原因となる。

最後に、ストーカー被害についてです。まず、被害に遭わないための予防策としては、何とんでも自分自身と他人との人間関係をきちんとしておく、ということに尽きます。

ストーカー犯罪では、単なるストーカー行為に留まらず、過去には重大な犯罪に発展してしまったケースもあり、その対処の仕方が重要です。

- ・ **ストーカー行為**

尾行、つきまとい。行動先での待ち伏せ。自宅や職場の近くでの見張り。「いつも見ているよ」などと監視していると告げる行為。面会、交際の要求。名誉を傷つける中傷ビラの貼付。無言電話、ファックスやメールでのいやがら

せ。汚物の送付など。

これらの行為は、法律で規制され違反行為として取締りの対象です。こうした事態に遭遇した場合には、一人で悩まず、警察や信頼できる人にすぐに相談しましょう。

・元の交際相手

相手との別れ方に原因がある場合が多い。

別れを告げる際、相手を傷付けたくないとの思いから、あいまいな表現のまま、はっきりした理由も告げずにメール等で通知し、そのまま音信不通にしておいた。相手は、交際を拒否されていることに気づかず、自分に都合よく解釈し、交際は継続していると思いつつ、仮に気づいても、別れの理由知りたさに上記の行為に走る。

別れを告げるのは、誰でも辛いもの。相手がどう出るか分からず、気が重い。

しかし、人間関係の礼儀として、きちんと自分の気持ちを伝え、納得してもらう努力を。

・面識のない相手

全く面識のない人物がストーカーになる場合もある。

街で見かけたとか、居酒屋で顔を知ったとして、しつこく交際を求めてくる。はっきり断っても行為が続くようであれば、早い段階でストーカー行為の状況を記録し、写真撮影等、できるだけ多くの証拠を保全して警察署の生活安全課に相談して下さい。